

押印等の廃止について

押印等の廃止に係る農業者年金基金における対応について

1 国の動き

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、法令等又は慣行により国民等に対して紙の書面の作成・提出を求めているもの、押印を求めているもの等について、原則、令和2年以内に制度改正等を行うこととされました。

このため、農林水産省は、令和2年12月に独立行政法人農業者年金基金法等の施行規則を改正し、押印又は自署(以下「押印等」という。)を求める規定について、一部を除き廃止しました。

※新制度(令和2年12月21日改正)、旧制度(令和2年12月23日改正)

2 基金の対応

農業者年金基金(以下「基金」という。)では、施行規則の改正を受け、令和2年12月23日に、理事長通知等の各種通知、加入申出書及び年金裁定請求書等(以下「請求書等」という。)の各種様式を改正し、原則、加入者及び業務受託機関が基金に提出する請求書等の各種書類について、押印等を不要とする改正を行いました。

改正後、引き続き押印又は自署等が必要となるものは、以下のとおりです。

(1) 引き続き押印が必要となるもの

① 業務受託機関の受付印

請求書等には、引き続き業務受託機関の受付印を押印していただきます。

② 保険料振替のためのJAお届け印

被保険者が提出する次の様式には、引き続き貯金口座の届出印を押印していただきます。

- ・農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更届出書(様式第1号)
- ・農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書(様式第2号)
- ・農業者年金保険料振替口座変更・訂正届出書(様式第110号)

(2) 引き続き自署等が必要となるもの

現況届には、引き続き受給権者の自署又は代理人に署名をしていただきます。